

受動喫煙防止の取組の推進に関する条例案についての 意見募集の結果

山口県議会では、受動喫煙防止の取組の推進に関する条例案の概要に関し、広く県民の皆様から御意見の募集を行いました。

現在、「政策立案等検討会」において条例化に向けた作業を進めておりますが、お寄せいただきました御意見と、それに対する検討会としての考え方を公表します。

御意見をお寄せいただきました方々に厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも、県議会の活動に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 30 年 9 月 27 日

受動喫煙の防止の推進に関する条例に関する政策立案等検討会

会 長 榎本 利光

副会長 小泉 利治

委 員 島田 教明、平岡 望、篠崎 圭二、新造 健次郎、橋本 尚理

井上 剛、河合 喜代、佐々木 明美、合志 栄一

実施結果

- 1 意見の募集期間 平成 30 年 7 月 13 日(金)から平成 30 年 8 月 12 日(日)
- 2 意見の件数 30 名 47 件
- 3 意見の内容と検討会の考え方

No.	ご意見の趣旨	検討会の考え方
1	「県民の責務」(第 5 条)に、「・・・受動喫煙による健康への影響についての正しい知識の習得・・・」とあるが、「正しい知識やマナーの裏付けのもとに、受動喫煙防止をきちんと実行すること」が最も重要なので、「知識やマナーを習得した上で、受動喫煙とならないよう行動すること」を責務としないと、実効性が伴わない。	本条例案は、受動喫煙防止対策の強化のため健康増進法が改正され、喫煙の規制等が新たに定められることを念頭に、制定を進めてきました。(改正法は本年 7 月に成立。)すなわち、受動喫煙防止の取組が県民の中に広がり、効果を上げていくためには、改正法が成立し、罰則もあるから気をつけようというだけでなく、県民が受動喫煙に関して正しく理解し、受動喫煙防止の意識を持っていただくことが、より効果的であるとの考えのもとで、条例制定を進めてきたものです。このため、本条例案では、県民に禁煙等を義務付けるのではなく、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響について理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等により、改正法に基づく喫煙の規制等と相まって、受動喫煙防止につなげていくこと

		<p>を主眼に検討を進めています。</p> <p>以上のような考えのもと、ご指摘のあった、条例案の第5条については、受動喫煙防止の具体的な実行ともいえる喫煙の規制などが改正法で定められていることも考慮し、県民の責務としては、望まない受動喫煙が生じないように受動喫煙に関する正しい知識の習得に努めることを定めているところです。</p>
2	<p>「県民の責務」（第5条）に、「・・・保護者は、その監督保護に係る子どもが・・・」とあるが、「監督保護に係る子ども」だけではなく、基本は高齢者や病弱者なども含めた「身近にいるすべての人」とすべき。その上で、「接触の多い監督保護する子どもには、特に注意を促す」とする。</p>	<p>心身の成長段階にある子どもは、受動喫煙による健康への影響が大きいことから、第5条第3項において、特に規定を設けることとしています。</p> <p>ただし、御意見を参考に、保護者以外の者も含めて、広く、子どもに配慮することとなるような記載内容にさせていただくこととします。</p> <p>なお、高齢者や病弱者なども特に配慮すべきとの御意見については、この条例では、第5条第1項で、広く県民の責務として、望まない受動喫煙が生じないようにする旨を規定していることや、配慮すべき対象者ごとに、受動喫煙防止の具体的な取組を規定しているものでもないことから、子どもについてのみ、特に規定を設けることとしています。</p>
3	<p>「子ども及び父母その他の保護者への教育の推進」（第9条）に、「子どもと保護者への教育の推進」とあるが、子ども・保護者だけではなく、多くの大人にも教育を施すことが必要。労働者や労働者と接点のある人の健康を守るためにも、労働者を雇用する事業所にも、「従業員への教育」に努めるよう責務を課すべき。社員教育の中で健康やマナーについて指導する場面があると考えられるので、そこに受動喫煙防止に係る教育を加えることを努力義務とすれば、意識改革が進んでいくのではないか。</p>	<p>事業者については、条例案第6条において、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する正しい知識を習得し、事業所における受動喫煙防止のための環境整備等に努めることを、事業者の役割として規定しています。条例案の規定には、ご指摘のような従業員に対する教育も含まれるものと考えています。</p> <p>いただいたご意見は、今後、受動喫煙防止の取組を具体的に推進していく上で、議会における審議の参考とさせていただきます。</p>

<p>4</p>	<p>受動喫煙防止に関する法律及び県条例について、基本的に反対です。</p> <p>確かに喫煙による望まない副流煙で健康に害をなすことに対する取り組みは賛成です。</p> <p>人が多く集まる場所、公共施設、病院、学校などの受動喫煙防止は賛成です。</p> <p>しかし、その範囲を飲食店にまで求めるのはいかがなものでしょうか。</p> <p>飲食、特にお酒を飲む場所は、おいしい食事をし、店のスタッフと語り合い、また同じ職場の同僚とも語り合いながら、日頃のストレスを発散させたりする「憩いの場」でもあります。</p> <p>ましてやそれらの店は零細企業が多く、とても別室に喫煙室などを設ける場所も資金もありません。</p> <p>これらの店では、多くの県民や観光客に食事やお酒を通してホスピタリティあふれる接客をしています。</p> <p>そして、そこで生活をしています。</p> <p>これらの店では、来店いただくお客様に喫煙店・禁煙店・分煙店の表示シールをお示しし、お客様自ら選んでいただく取り組みを行っています。</p> <p>どうぞこれらの意見も取り入れていただき条例を制定されることを強く望みます。</p> <p style="text-align: center;">(同旨他16件)</p>	<p>本条例案は、県民や事業者など誰もが受動喫煙による健康への影響について理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等により、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとに制定を進めています。条例案における事業者は、飲食店も含め、全ての事業者を対象としています。</p> <p>また、条例案には、喫煙室の設置や喫煙の規制などの義務付け、罰則は設けていません。</p> <p>事業者の方の役割としては、第6条において、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する正しい知識を習得し、事業所における受動喫煙防止のための環境の整備等に努めていただくように求めています。</p> <p>従って、例えば飲食店の場合であれば、受動喫煙に関する正しい知識を習得していただき、受動喫煙が生じないように、可能な取組の実施に努めていただければと考えています。</p> <p>ただし、国においては、本年7月に、受動喫煙防止対策の強化のため、改正健康増進法が成立し、施行日以降、飲食店においては、原則屋内禁煙とされ、客室面積等に応じた経過措置等も設けられています。</p> <p>この法律の内容や施行日について十分理解され、法律の施行に向けて対応をしていただく必要があるものと考えています。</p>
<p>5</p>	<p>受動喫煙によって色々な疾患が生じることはすでに国際的に明らかになっております。</p> <p>急性再発性受動喫煙症には、めまい、吐き気等、慢性受動喫煙症には、タバコアレルギー、化学物質過敏症等、重症受動喫煙症には、肺がん、咽頭がん等、これらには、すべてエビデンスがあります。</p> <p>これらから、受動喫煙を望まない人を守るのは、山口県知事、議会しかありません。</p> <p>願わくば、天井で囲われたところをすべて禁煙とするという世界共通の基礎で市民を守ってください。</p>	<p>ご意見のとおり、受動喫煙は様々な疾患と因果関係にあることは認識しており、本条例案において、前文でお示ししています。</p> <p>いただいたご意見は、今後、受動喫煙防止の取組を具体的に推進していく上で、議会における審議の参考とさせていただきます。</p>

<p>6</p>	<p>小規模飲食店を経営しています、この度の受動喫煙防止に関する条例について賛成です。従業員の健康面でも、お客さんの美味しい食事の為に、家族づれの子供たちの健康の為に、店舗の汚れ軽減の為に、店内禁煙はいい事ばかりです。</p> <p>しかし、タバコを吸う人もお客さんです常連さんも多いので、今の状況で当店が率先して店内禁煙に踏み切るのは難しいです。完全なる分煙にはすごく費用が掛かり無理です、厳しい条例が出来たので、仕方なく店内全面禁煙になりますと、言い訳させてほしいです。</p> <p>受動喫煙をしたい人は喫煙者を含め一人もいません。一部の喫煙者の煙をみんなが我慢しているこの状況を何とかしてほしいです『吸ってもいいですか？と聞かれて、（良い訳ねえだろ！殺す気か？）と想着いても、場の空気を考えて、だめですとは中々言えませんが健康に害があり迷惑だろうと分ってるつもりで『吸ってもいいですか？と聞いてくる喫煙者が、とても吸っても良いか？なんて聞けない様な気運が出来るまで、徹底的な啓発してほしいです。お願いします</p>	<p>本条例案は、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響についての理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等により、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとで制定を進めています。</p> <p>第8条においては、県は、受動喫煙を防止するため、受動喫煙に関する知識の普及や気運の醸成等を行うことを規定しているところです。</p> <p>一方で、喫煙の規制については、本年7月に改正健康増進法が成立し、施行日以後は、飲食店では、原則屋内禁煙となります。改正法の内容や施行日については十分に確認していただければと考えています。</p> <p>本条例案は、こうした法律の規制と相まって、本県において、受動喫煙防止対策の効果が上がるものと考えています。</p>
<p>7</p>	<p>基本理念（第3条）での「望まない受動喫煙を生じさせることがない喫煙まで制限するものではないという認識」は公衆衛生及び医科学の観点からして、正しくない、間違った認識です。</p> <p>・受動喫煙の危害は、受けている人全てが危害を被っています。たとえご本人が構わないと思ったとしても、また子どもなど意思表示が出来ない人も含めて害を及ぼしています。非喫煙者を全て、受動喫煙の危害から守ることが、議員及び保健衛生行政の責務です。</p>	<p>ご指摘の条文は、本条例案が、望まない受動喫煙を生じさせない喫煙を規制する内容の規定を設けていないことから、その事実を明確にする趣旨で設けているものです。</p> <p>なお、本年7月に成立した改正健康増進法においては、喫煙可能な場所で喫煙をする際には、望まない受動喫煙を生じさせることがないように配慮する旨の規定等が設けられており、条例案の作成において参考にしていきます。</p>

8	<p>事業者の役割（第6条）、施設等管理者の役割（第7条）での「県等が実施する受動喫煙防止に関する施策に協力するよう努めること。」との努力義務ではなく、改正健康増進法の成立に伴い定められた責務の義務を明記すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、東京都受動喫煙防止条例のように、山口県の条例でも「従業員を雇っている飲食店については店舗面積にかかわらず原則屋内禁煙にする」ことにより、利用客も、全ての従業員も、受動喫煙の危害から健康を守ることが出来るのではないのでしょうか。（既存飲食店でも店主と家族、及び利用客の健康のために、屋内禁煙が望まれますが） ・「分煙」では煙は必ず漏れ出しますので、「原則屋内禁煙にする」は必須です。 	<p>本年7月に成立した改正健康増進法では、喫煙の規制や罰則等が定められていますが、本条例案は、こうした国の動きを念頭に、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響についての理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等で、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとで制定を進めています。</p> <p>すなわち、受動喫煙防止が、県民の正しい理解のもとで、主体的な取組となることを意図して条例化を進めているものです。このような経緯から、条例案では、県民に対し、様々な取組の実施を義務付けるのではなく、努力義務として規定をしているところです。</p> <p>そして、改正法に基づく喫煙の規制等と相まって、受動喫煙に関する県民の正しい理解のもとに、受動喫煙防止対策の効果が上がるものと考えています。</p> <p>なお、改正法では、施行日以降は、飲食店については原則屋内禁煙とされています。</p>
9	<p>参考資料として、食べログ https://tabelog.com/yamaguchi/ では、山口県には8407店の飲食店がありますが、全席禁煙店は1177店で、その割合は約14%です（全国平均は16%、神奈川県は23%、東京都は21%）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2項[前項目8番のご意見]の実施により、改正健康増進法の完全施行の2020年までには、例えば禁煙飲食店の目標を30%にするなどを掲げては如何でしょうか。 	<p>条例案において、具体的な目標値を規定することはありませんが、いただいたご意見は、今後、受動喫煙防止の取組を具体的に推進していく上で、議会における審議の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>県の責務（第4条）での「受動喫煙防止の取組に関する基本理念にのっとり、受動喫煙防止の取組に関する施策を総合的に策定し、及び実施すること。」については、山口県独自の受動喫煙防止条例を策定し、県議会の賛同で制定し、都条例と同等あるいはそれ以上の条例内容で、他の道府県・市のモデルとなるよう期待いたします。</p>	<p>本条例案は、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響についての理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等で、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとで制定を進めています。</p> <p>一方で、本年7月に成立した改正健康増進法では、受動喫煙防止対策の強化のため、喫煙の規制や罰則等が規定されています。</p> <p>従って、本条例案では、禁煙の義務付け等を規定していませんが、改正法に基づく喫煙の規制等と相まって、受動喫煙に関する県民の正しい理解のもとに、受動喫煙防止対策の効果が上がるものと考えています。</p>

11	<p>市町や事業者等に対する支援(第10条)に関連して、4項[前項目10番のご意見]の条例制定・取り組みに当たっては、飲食店の数の多さと、市町民の身近な健康危害の防止の観点から、市町が小まめに、積極的に実態を把握し、改善指導できる関与と連携協力の仕組み態勢・設計(権限委任・移管など)が必要です。</p>	<p>ご指摘は、都条例のような条例内容を制定することを前提として、喫煙の規制に当たっての実態把握のために、市町の関与等も条例に規定すべきというものであろうと思いますが、本条例案では、喫煙の規制等は義務付けておらず、市町にご指摘のような業務を担わせる規定も設けていないところです。</p> <p>本条例案は、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響についての理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成することで、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとで制定を進めており、第10条では、市町において、受動喫煙の防止に関する理解促進等の取組を行うに当たり、県が、必要な情報提供等を行うことを規定しています。</p>
12	<p>[パブリック・コメントで公表された資料に記載の]※にも明記されていますが、「火を使わない加熱式のたばこは、製造たばこに分類されるもので、従来の紙巻きたばこと同様、たばこ葉が原材料であり、煙状の蒸気にもニコチン等の有害物質が含まれているため、本条例の規制対象となります。」との兵庫県及び神奈川県受動喫煙防止条例と同様の規定をよろしく願います。</p>	<p>加熱式たばこについては、製造たばこに分類されるものと考えており、本条例案で規定する「たばこ」に含まれるものとしており、パブリック・コメントで公表した資料にも明記していたところです。</p> <p>なお、条例が成立した後は、上記を明確にするため、別に作成・公表する予定の逐条解説において、加熱式たばこが「たばこ」に含まれることについて記載したいと考えています。</p>
13	<p>東京都子どもを受動喫煙から守る条例と同様の条例内容を、条例制定に盛り込むことが望まれます。(兵庫県では条例見直しで盛り込む予定のようです)</p> <p>【条例で定められた努力義務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭で子どもと同じ部屋で喫煙しない ・受動喫煙の対策を講じていない施設、喫煙専用室に子どもを立ち入らせない <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが同乗する自動車内で喫煙しない ・公園や学校周辺の路上などで子どもの受動喫煙防止に努める 	<p>子どもに対する受動喫煙防止の取組については、本条例案第5条第3項及び第9条において規定をしていますが、東京都の条例のように、ケースごとに取り組むべき事項を規定していません。</p> <p>一方で、このたびのパブリック・コメントに対する御意見を参考に、保護者だけでなく、広く県民が、子どもが受動喫煙にあうことがないように努める旨の記載内容にさせていただくこととしております。この場合には、東京都の条例で規定されている内容と、同趣旨の内容になるのではないかと考えています。</p>

14	<p>県内市町での、遊泳場・屋外スポーツ施設・公園&遊園内などでも、受動喫煙の危害のないよう、条例への盛り込みをお願いします。</p>	<p>本条例案は、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響についての理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等で、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとで制定を進めています。</p> <p>このため、施設の種類ごとに喫煙の制限等を行う規定は設けていませんが、第7条では、施設管理者は、受動喫煙の防止のための取組の実施に努める旨の規定を設けています。</p> <p>なお、本年7月に成立した改正健康増進法では、受動喫煙防止対策の強化のため、多数の者が利用する施設等における喫煙の規制や罰則等が規定されています。</p> <p>本条例案は、こうした改正法に基づく喫煙の規制等と相まって、受動喫煙に関する県民の正しい理解のもとに、受動喫煙防止対策の効果が上がるものと考えています。</p>
15	<p>この間、国は受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が18日、参院本会議で与党などの賛成多数で可決、成立しました。</p> <p>なのに、県で条例案をつくる必要性があるのでしょうか。</p> <p>また今度、タバコが値上がります。タバコ料金の約65%が税金です。たばこ税は、県、市に110億円入っています。</p> <p>その税金で、より良い喫煙環境設備を整えたほうがよろしいかと思えます。</p>	<p>本条例案は、ご指摘の改正健康増進法が制定されることを念頭に制定を進めてきました。</p> <p>すなわち、喫煙の規制や罰則等が定められた改正法により、受動喫煙防止の取組が県民の中に広がり、効果を上げていくためには、改正法が成立し、罰則もあるから気をつけようというだけでなく、県民が受動喫煙に関して正しく理解し、受動喫煙防止の意識を持っていただくことが、より効果的であるとの考えのもとで、条例制定を進めてきたものです。</p> <p>このため、本条例案では、県民に禁煙等を義務付けるのではなく、県民や事業者等が受動喫煙による健康への影響について理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等により、改正法による喫煙の規制等と相まって、受動喫煙防止につなげていくことを主眼に検討を進めています。</p> <p>なお、受動喫煙防止対策の具体的な実施内容については、改正法や制定後の条例等に基づき、県執行部において、判断されるものと考えています。</p>
16	<p>私がいちばん悩まされているのは、歩きタバコや、野外にある喫煙所です。自治体が設置している物はないが、人通りの多い場所にあるので、受動喫煙スポットです。コンビニや行列の</p>	<p>受動喫煙防止対策の強化のため、本年7月に喫煙の規制や罰則等が定められた改正健康増進法が成立しましたが、受動喫煙防止の取組が県民の中に広がり、効果を上げていくためには、改正法が成立し、罰則もあるから気をつけ</p>

	<p>できるお店の前も同じです。こういう喫煙所を一掃してほしいと願っています。喘息の人などは、近くでタバコを吸われると大変です。私も、軽い場合は鼻がムズムズし、鼻水が出て、ひどい場合は咳が止まらなくなります。</p> <p>受動喫煙は、市民への啓発など無意味です。タバコはニコチン依存症という病気なので、吸っては行けない場所と分かっているのに吸ってしまいます。</p> <p>ですから、罰則と、人通りの多い場所から隔離された喫煙所をつくるべきです。飲食店も、禁煙にするべきです。喫煙可能なお店でアルバイトをする未成年者は、無理矢理タバコを吸わされているようなものです。</p> <p>喫煙者の方が少ないですし、みんな禁煙になれば不利益を被ることはありません。居酒屋で家族が食事をする時代、居酒屋も禁煙でいいです。野外での喫煙禁止、吸えば罰金。公共の場所はもちろん、飲食店は禁煙。そのかわり、人通りの少ない場所に、喫煙室を設けて煙が漏れないようにする。山口県は素晴らしい観光地も多いのに、野外の喫煙所が多くて、すごく残念です。きれいな風景、神社仏閣、きれいな空気で楽しみたいです。</p>	<p>ようというだけでなく、県民が受動喫煙に関して正しく理解し、受動喫煙防止の意識を持っていただくことが、より効果的であるとの考えのもと、条例制定を進めているものです。</p> <p>条例案としては、県民や事業者等が受動喫煙による健康への影響について理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等により、改正法に基づく喫煙の規制等と相まって、受動喫煙防止につなげていくことを主眼に検討を進めているところです。</p> <p>なお、改正法による喫煙の規制等とは、具体的には、多数の者が利用する施設等において、敷地内禁煙や原則屋内禁煙の規制が設けられているものであり、罰則もありますので、厚生労働省のホームページ等で改正内容や施行される時期等について確認していただければと考えています。</p>
17	<p>山口県にも葉たばこ耕作者がおられます。その人達は、地域の農業や経済を支える存在として良質な葉たばこ生産に取り組んでおられます。その人達の生活をおびやかさないで欲しいです。たばこはお酒やコーヒーと同じ大人の嗜好品です。国の改正健康増進法が成立したのですから、山口県まで条例を制定しなくても良いのではないのでしょうか。少子高齢化が特に進んでいる地方では税収も少なくなっており、これからも増える可能性はほぼないのでは？と思います。ここは分煙の取り組み（事業者への補助金等）を積極的に行い、少しでも経済活動を活性化させ、吸う人も吸わない人も楽しく生活できる山口県となるように</p>	<p>たばこが、生産・販売活動等を通じた収益などの経済的な効果やたばこ税収をもたらしていることは認識しており、前文に記載しています。</p> <p>一方、受動喫煙は、肺がん等の疾患と因果関係があるとされ、さらに他人の快適な生活を妨げることがあることから、受動喫煙防止に取り組むことは重要であると考えています。</p> <p>また、本条例案は、ご指摘の改正健康増進法が制定されることを念頭に制定を進めてきました。</p> <p>すなわち、喫煙の規制や罰則等が定められた改正法により、受動喫煙防止の取組が県民の中に広がり、効果を上げていくためには、改正法が成立し、罰則もあるから気をつけようということだけでなく、県民が受動喫煙に関して正しく理解し、受動喫煙防止の意識を持っていただ</p>

	<p>ご検討をお願いします。他県と違うやり方もあると思います。補助金はたばこ税を充当すれば良いと思います。 (同旨他1件)</p>	<p>くことが、より効果的であるとの考えのもとで、条例制定を進めてきたものです。</p> <p>このため、本条例案では、県民に禁煙等を義務付けるのではなく、県民や事業者等が受動喫煙による健康への影響について理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等により、改正法に基づく喫煙の規制等と相まって、受動喫煙防止につなげていくことを主眼に検討を進めています。</p> <p>なお、受動喫煙防止対策の具体的な実施内容については、改正法や制定後の条例等に基づき、県執行部において、判断されるものと考えています。</p>
18	<p>基本理念に対して、意見を述べたい。</p> <p>「望まない受動喫煙を生じさせることがない喫煙」とはどういう喫煙かということについて。</p> <p>わたしの意見では、「望まない受動喫煙を生じさせることがない喫煙」は、四方が20メートル以上離れた、孤立した自宅で行う喫煙のことである。</p> <p>理由は以下の通りだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 最低でも20メートル離れないとタバコの煙を浴びてしまう。 - 屋内では必ず曝露してしまう。 - 屋外でも20メートルを常に確保できる場所はない。 - 公共の場所では喫煙は不可能である。 - 自宅であっても密接している集合住宅や住宅密集地では、隣家へ煙が流れてしまう。 - 孤立した戸建て住宅しか受動喫煙を避ける方法はない。 <p>実際、非喫煙者には、煙を気にする人、煙で病状が悪化し最悪死亡するものから、煙はあまり気にしていない人、煙がまったく気にならない人まで幅広い反応の人が存在する。</p> <p>しかしながら、誰一人として、受動喫煙を望んでいる人はいない。</p> <p>喫煙者ですら、他人が吐き出した煙をいやだと言っている人もいる。</p>	<p>本条例案の第2条における定義では、人が、他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることを、受動喫煙としています。</p> <p>従って、例えば、喫煙が可能な場所において、喫煙者同士が同席し、片方の喫煙者の煙にもう一方の喫煙者がさらされることも受動喫煙となりますが、そのような受動喫煙まで制限することは現実的ではないと考えています。</p> <p>なお、本年7月に成立した改正健康増進法においては、喫煙可能な場所で喫煙をする際には、望まない受動喫煙を生じさせることがないように配慮する旨の規定等が設けられており、本条例案の作成において参考にしています。</p>

	<p>ゆえに、「望まない受動喫煙を生じさせることがない喫煙」は存在しない。</p> <p>まとめ 結論として、繰り返しになるが、公共の場所での喫煙は、「望まない受動喫煙を生じさせることがない喫煙」を行うことはできず、四方少なくとも20メートルは離れている、孤立した自宅でしか、喫煙できる場所はない。</p> <p>受動喫煙防止の取組の推進に関する条例案の基本理念が「望まない受動喫煙により人の健康で快適な生活を妨げないことを目的として行われるもの」であるならば、公共の場所では、屋内・屋外問わず、紙巻・加熱式を問わず、喫煙所・喫煙室・灰皿の設置を問わず、全面的に禁煙にするべきだ。</p>	
19	<p>喫煙者のマナーが問われています。たばこ税を納めているとは言え、吸殻の処理など最低限のマナーは守るべきで、尚且つ、受動喫煙に対する認識も深く理解するべきだと思います。</p> <p>喫煙する者 喫煙しない者双方が受動喫煙防止に対する認識と理解を求める条例 施策を望みます。</p> <p>単に、喫煙に対する規制だけでは県民の理解は得られないものと考えます。</p>	<p>本条例案は、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響についての理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等により、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとで制定を進めており、禁煙の義務付けや罰則等の規定は設けていません。</p> <p>ただし、本年7月に成立した改正健康増進法では、受動喫煙防止対策の強化のため、多数の者が利用する施設等における喫煙の規制や罰則等が規定されています。</p> <p>本条例案は、こうした改正法に基づく喫煙の規制等と相まって、受動喫煙に関する県民の正しい理解のもとに、受動喫煙防止対策の効果が上がるものと考えています。</p>
20	<p>たばこは合法的な嗜好品であり過度な規制はすべきではない。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙の防止により、県民の健康で快適な生活の維持に寄与することを目的としており、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響についての理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等で、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとで制定を進めています。</p> <p>また、喫煙の規制や禁煙を義務付けする内容の規定は設けていません。</p>

21	<p>改正健康増進法が成立したので山口県に条例は必要ない。</p>	<p>本条例案は、ご指摘の改正健康増進法が制定されることを念頭に制定を進めてきました。</p> <p>すなわち、喫煙の規制や罰則等が定められた改正法により、受動喫煙防止の取組が県民の中に広がり、効果を上げていくためには、改正法が成立し、罰則もあるから気をつけようというだけでなく、県民が受動喫煙に関して正しく理解し、受動喫煙防止の意識を持っていただくことが、より効果的であるとの考えのもとで、条例制定を進めてきたものです。</p> <p>このため、本条例案では、県民に禁煙等を義務付けるのではなく、県民や事業者等が受動喫煙による健康への影響について理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等により、改正法による喫煙の規制等と相まって、受動喫煙防止につなげていくことを主眼に検討を進めています。</p>
22	<p>たばこ耕作者に及ぼす影響等について、考えて欲しい。</p>	<p>たばこが、生産・販売活動等を通じた収益などの経済的な効果やたばこ税収をもたらしていることは認識しており、前文に記載しています。</p> <p>一方、受動喫煙は、肺がん等の疾患と因果関係があるとされ、さらに他人の快適な生活を妨げることがあることから、受動喫煙防止に取り組むことは重要であると考えています。</p> <p>本条例案は、受動喫煙の防止により、県民の健康で快適な生活の維持に寄与することを目的としており、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響についての理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等で、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとで制定を進めています。</p> <p>また、喫煙の規制や禁煙を義務付けする内容の規定は設けていません。</p> <p>ただし、本年7月に成立した改正健康増進法では、受動喫煙防止対策の強化のため、多数の者が利用する施設等における喫煙の規制や罰則等が規定されています。</p> <p>本条例案は、こうした改正法に基づく喫煙の規制等と相まって、受動喫煙に関する県民の正しい理解のもとに、受動喫煙防止対策の効果が上がるものと考えています。</p>
23	<p>公共施設等に分煙出来る喫煙場所を確保してほしい。</p>	<p>本条例案は、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響についての理解を深め、受動</p>

		<p>喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等により、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとで制定を進めており、喫煙の規制や罰則等の規定は設けていません。</p> <p>ただし、本年7月に成立した改正健康増進法では、受動喫煙防止対策の強化のため、施行日以降の公共施設等における敷地内禁煙や原則屋内禁煙等の規制が設けられています。また、喫煙可能とされる施設の設置基準等も今後、国において示されるものと思われませんが、具体的には、改正法の施行時に公共施設等の管理者に確認されてはいかがかと考えています。</p>
24	<p>健康影響に関する科学的エビデンスに基づき検討すべき。</p> <p>県民の誤解を招かないよう配慮して頂きたい。</p>	<p>国においては、受動喫煙の健康への影響について科学的エビデンスに基づき、健康増進法改正等をはじめとする受動喫煙防止対策が進められており、本県においても、そのような動きを踏まえて条例化を進めています。</p>
25	<p>受動喫煙防止が強く問われていますが、排ガス（車輛等）の規制、問題は検討されていないのですが。弱者いじめであると思います。</p>	<p>受動喫煙については、肺がん等の疾患と因果関係があるとされ、さらに他人の快適な生活を妨げることがあることから、受動喫煙防止に取り組むことは重要であると考えています。</p> <p>なお、排ガスの規制・問題については、国の法律等や、山口県公害防止条例により、規制がなされておりますが、詳細は、所管する部署にお問い合わせいただければと考えています。</p>
26	<p>具体的な規制内容とそれを実効性あるものとするため、罰則規定を設けるべきだ。</p> <p>特に飲食店における規制内容は例外的な禁煙（面積制限なし、喫煙室なし、加熱式タバコを例外としない）とするべきである。</p>	<p>本条例案は、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響についての理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成すること等により、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとで制定を進めており、禁煙の義務付けや罰則等の規定は設けていません。</p> <p>ただし、本年7月に成立した改正健康増進法では、受動喫煙防止対策の強化のため、多数の者が利用する施設等における喫煙の規制や罰則等が規定されています。また、ご指摘の飲食店においては、改正法の施行日以降は、原則屋内禁煙となっています。</p> <p>本条例案は、こうした改正法に基づく喫煙の規制等と相まって、受動喫煙に関する県民の正しい理解のもとに、受動喫煙防止対策の効果が上がるものと考えています。</p>

27	<p>2条において、タバコに加熱式タバコを含む点に賛成だ。加熱式タバコの喫煙者の呼気には有害物質が含まれるのであるから、紙巻タバコと全く同じ扱いとされたい。</p>	<p>加熱式たばこについては、製造たばこに分類されるものと考えており、本条例案で規定する「たばこ」に含まれるものとしています。</p>
28	<p>3条において、「たばこの煙が他人の快適な生活を妨げることがある」とあるが、「タバコの煙や蒸気を社会的障壁とする障害者の日常又は社会生活を相当制限することがある」も加えられたい。受動喫煙は単純な健康や迷惑問題ではない。これを社会的障壁とし生活に多大な支障を抱える障害者がいる。もっと深刻な問題として捉えて欲しい。障害者差別解消法3条に鑑み、前述の文面を追加されたい。</p>	<p>たばこの煙により、日常生活に影響を受けるのは、障害者の方や、高齢者、妊婦、病弱者など様々な立場の方が考えられます。</p> <p>しかしながら、本条例案は、県民や事業者等が、受動喫煙による健康への影響についての理解を深め、受動喫煙防止における県民等の気運を醸成することで、受動喫煙防止につなげていくという考えのもとで制定を進めており、特に配慮すべき対象者ごとに、受動喫煙防止のための対策等を規定しているものでもないため、第3条の基本理念においても、一般的な記載内容としています。</p> <p>なお、受動喫煙防止対策の強化のため、本年7月に成立した改正健康増進法においても、ご指摘のような趣旨の規定は設けられていません。</p> <p>いただいたご意見は、今後、受動喫煙防止の取組を具体的に推進していく上で、議会における審議の参考とさせていただきます。</p>
29	<p>5条において、「喫煙者は自己の意思で喫煙を制御出来るよう、ニコチン依存症の治療に努めること。」を加えられたい。依存症は本人の意志の強さに関係なく行動をコントロールできなくなる脳の病気なので、受動喫煙防止を図るためには依存症の治療が必須であると考えます。</p>	<p>本県執行部が定めているたばこ対策ガイドラインでは、たばこによる害のない社会の実現のため、中心となる取組の3つの柱として、①受動喫煙防止、②喫煙防止、③禁煙支援を掲げています。</p> <p>ご指摘の点は、③禁煙支援に当たると思われますが、こうした取組は、たばこ対策としては考えられるものですが、本条例案で進めようとしている受動喫煙防止対策とは異なる視点の取組と考えています。</p> <p>いただいたご意見は、今後、受動喫煙防止の取組を具体的に推進していく上で、議会における審議の参考とさせていただきます。</p>

30	<p>8条において、「県は、受動喫煙を防止するため、ニコチン依存症の周知・啓発及びその治療に必要な施策を実施する。」を加えられたい。依存症は本人の意志の強さに関係なく行動をコントロールできなくなる脳の病気なので、受動喫煙防止を図るためには依存症への理解促進及びその治療への支援が必須であると考え。</p>	<p>本県執行部が定めているたばこ対策ガイドラインでは、たばこによる害のない社会の実現のため、中心となる取組の3つの柱として、①受動喫煙防止、②喫煙防止、③禁煙支援を掲げています。</p> <p>ご指摘の点は、③禁煙支援に関連する取組に当たると思われますが、こうした取組は、たばこ対策としては考えられるものですが、本条例案で進めようとしている受動喫煙防止対策とは異なる視点の取組と考えています。</p> <p>いただいたご意見は、今後、受動喫煙防止の取組を具体的に推進していく上で、議会における審議の参考とさせていただきます。</p>
----	--	---